

肝移植施設整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、肝移植の実施に必要な無菌手術室を整備し、もって肝不全患者の根治的医療の一つである肝移植の実施体制を整備することを目的とする。

2 事業の実施主体

事業の実施主体は、厚生労働大臣が適当と認める者とする。

3 整備基準

- (1) 肝移植施設は、原則として都道府県に一か所（人口四〇〇万人以上の都道府県にあつては二か所とする。）
- (2) この事業でいう無菌手術室とは、空気清浄度クラス一〇〇（有効超音性能エアーフィルター（HERA フィルター）面積が天井または一壁面の七五%以上であり、換気回数が一時間二〇〇回以上）の設備を有する手術室であること。